

寡婦控除の拡大など

48年度の税法改正で

昭和四十八年度の税制改正に伴って、住民税の所得控除額等が次のように引き上げられ、今年度から適用実施されます。(カッコ内は改正前額)

- 一、所得控除額の引上げ
 - 1 基礎控除額十六万円 (十五万円)
 - 2 配偶者控除額十五万円 (十四万円)
 - 3 扶養控除額 十二万円

畜産団地連合センターでは、畜産公害をなくすため、し尿汲取用バキューム車とトレンチャー(溝掘機)を購入して畜産家の利用を希望しています。

家畜もバキューム車使う



使用申込み
山武農協横芝事業所
役場産業振興課
使用料
バキューム車 四千元
トレンチャー 四千元

(燃料は自己負担)
尚、農地等に散布する際は人家の近くをさけ、散布後は充分覆土し、殺虫剤をかけて下さい。

- 二、専従者控除額の引上げ
白色申告者の専従者控除額 一人 十七万円 (十六万五千元)
- 三、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である所得限(十二万円)但し、配偶者が不在の場合の一人目十四万円(十二万円)その他に七十才以上の老人を扶養する場合は、十四万円控除がされます。
- 4 寡婦、勤労学生、障害者老年者の各控除額十二万円(十万円) 特別障害者控除額十四万円(十二万円)
- 5 生命保険料控除二万七千五百円 (前年同)
- 6 医療費控除限度額百万円 (前年同)
- 四、納税義務者である障害者未成年又は寡婦についての非課税の範囲が年所得四十三万円(三十八万円)まで引き上げられました
- 又、寡婦控除の適用範囲が拡大され、夫と死別後再婚していないもので扶養親族の有無にかかわらず所得百五十万円以下は適用になります。
- 尚、今月から町県民税、固定資産税、国民健康保険税の納税が始まります。(納期は六月から明年一月までの八期です)

総務員芳名簿

(○印は特別総務員)

大総地区
木戸谷 町原 小堤 寺方 曾根合 於幾 坂田 取立 長倉 姥山 遠山 中台 牛熊

菱木武 石井要作 永藤尚己 萩原定司 小川清 鈴木新治 伊藤伝 小関旭 野本真 柳橋安雄 伊藤進 五木恒夫 伊藤恒夫 鈴木貞雄

谷台 横芝地区
上町 二 三 四 本町 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

鈴木泰治 久保田貞雄 鶴沢実 岩井幸博 川島精之 小堀四郎 加藤栄 早川秀夫 清水登起 伊野文雄 熱田辰夫 石井千秋 桜井東男 水野忠一郎 斉藤泰次 堀田静之進 金杉雄幸 向後実 鈴木恒一

若梅徳治 中田太市 椎名六郎 藤井秀一 前川静江 若梅三好 齊藤大七 沢田弘 寺本茂一郎 渋谷力 高安鏡三郎 押尾義治 押田芳春 百原和明 笹川作仁 笹川作仁 嘉瀬実 滝田治夫 押尾誠 芹川久

宮前 荒場 三本松 立合一 二 南川岸一 伊東甲子雄 海保武徳 海保豊 早川力二 浅野虎雄 大木治男 小川藤衛 海保世民 伊東甲子雄 木島敏夫 秋山千秋 秋山麻男 秋山馨 伊藤秀哉 林公明 鈴木栄 渡辺春雄 伊藤幸夫 伊藤良一 川島徳夫 伊藤弥寿生 芹川栄



横芝句会五月例会

土屋栗水 葉桜に空缶の群れ光りおり 加藤庄長
三枝句城 葉桜や銅像の背に陽の残る 古谷紅雲
古谷紅雲 葉桜に覆われ友の歌碑崩し 奥山萌古
石川奇水 葉桜の陽に透く家の門構 木下石菓子
若梅あやめ 葉桜に果箱掛けある幼稚園 林義村
若梅あやめ 軸替えて床に立夏の客を待つ 佐久間実枝子
若梅あやめ 夏立ち髪形を変えにけり 原ひさし
若梅あやめ 併着て若返る声田を植える 佐久間実枝子
若梅あやめ 孫達の半袖かろし夏来る 次回六月十日(日)一時
若梅あやめ 田植終え股に木綿の紺残す 青蛙 夏の川 四句
鈴木たけお